

令和8年度
自殺対策に関する革新的研究推進プログラム
(旧:革新的自殺研究推進プログラム)
公 募 要 領

令和8年4月

いのち支える自殺対策推進センター
自殺対策に関する革新的研究推進プログラム
ガバニングボード

目次

I. はじめに	1
1. 事業概要	1
2. 事業の構成	2
II. 応募に関する諸条件等	3
1. 応募資格者	3
2. 応募に当たっての留意事項	4
III. 公募・審査の実施方法	5
1. 委託研究領域および課題例	5
2. 応募書類の様式の入手及び提出	8
3. 審査の実施方法	9
4. 審査結果（採択等）について	13
IV. 応募書類の作成と注意	14
1. 応募書類に含まれる情報の取扱い	14
2. 応募書類の様式及び作成上の注意	14
3. 委託研究費の費目別内訳	15
V. 委託研究契約の締結等	17
1. 委託研究契約の締結	17
2. 委託研究費の範囲及び額の確定等	17
3. 間接経費について	18
4. 研究代表機関の責務等について	19
5. 本事業の研究活動に参画する研究代表者及び研究分担者の責務について	21
6. 利益相反の管理について	22
7. 法令・倫理指針等の遵守について	23
8. 不正行為等への対応について	23
9. 研究分担機関への研究の一部の再委託（研究費の配分）及び業務委託	26
10. 採択後契約締結までの留意点	28
VI. 研究課題の管理と評価	30
1. 研究課題の管理	30
2. 研究課題の評価	30
3. 報告書について	30
4. 研究成果報告会（自殺対策推進レアール）等での発表	31
5. 研究成果発表における謝辞の記載と研究成果発表報告等	31
6. 留意事項等	31
VII. 取得物品の取扱い	32
1. 所有権	32
2. 研究終了後の取得物品の取扱い	32
VIII. 照会先	33

I. はじめに

本公募要領は、いのち支える自殺対策推進センター（以下「JSCP」といいます。）が実施する**自殺対策に関する革新的研究推進プログラム（旧：革新的自殺研究推進プログラム）**の公募研究課題に係る要領です。

1. 事業概要

(1) 概要

自殺対策に関する革新的研究推進プログラム（以下「本プログラム」といいます。）は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有することに鑑み、保健医療のみならず他部門との連携の在り方を含めた科学的根拠に基づいた自殺総合対策を強力に推進するため、官民横断型の研究プログラムとして創設されました。

本プログラムは、平成28年4月1日に施行された平成28年改正自殺対策基本法の理念と趣旨に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として策定された「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」（令和4年10月14日閣議決定）に明記されている競争的研究費¹です。平成29年度より自殺総合対策推進センター（JSSC）が管理・運営を行っていましたが、令和2年度からは、JSCPが、厚生労働大臣指定法人の事業の一環として、本プログラムの管理・運営にあたっています。

(2) 目的

本プログラムの目的は、自殺対策の実践的な研究（政策研究）を通じて、自殺総合対策の推進に資するデータ及び科学的根拠を収集することにより、自殺総合対策の推進を図ることです。換言すれば、自殺対策の現場（最前線）の取組が研究の対象となり、研究で得られたエビデンス等が政策の根拠となって、実現された政策が自殺対策の現場の取組を更に後押しするような、自殺対策の「現場」と「研究」と「政策」の連動性を高めるための、革新的な自殺対策研究の推進を目的としています。

(3) プログラムの内容及び運営等

本プログラムの制度設計・枠組みに関する決定は、JSCP 理事会が行います。本プログラムの制度設計・枠組みの策定等にあたっては、自殺対策基本法、「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）及び「自殺対策に関する革新的研究推進プログラムに関する基本方針」「自殺対策に関する革新的研究推進プログラムに関する規程」等の諸規定及び JSCP の中長期計画に定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日、内閣総理大臣決定）、「競争的研究費における各種事務手続等に係る統一ルールについて」（令和3年3月5日制定、令和5年5月24日最終改正、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日制定、令和3年12月17日最終改正、競争的研究費に関す

¹ 競争的研究費は、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）において、「大学、国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの（「競争的資金」とされていたものを含む）」と定義されており、本プログラムもこれに該当します。ただし、令和8年4月時点では、内閣府のウェブサイトに掲載されている「令和6年度・7年度競争的研究費制度一覧（省庁別予算）」のリストに本プログラムは含まれていません。

る関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえることとしています。

2. 事業の構成

(1) 事業実施体制

事業実施体制、運営方法等の詳細は「自殺対策に関する革新的研究推進プログラムに関する規程」(以下「規程」といいます。)が定めています。その概要は以下のとおりです。

まず、本プログラムの着実な推進を図るため、自殺対策に関する革新的研究推進プログラムに係るガバニングボード(以下「GB」といいます。)を設置し、GBが本プログラムの具体的な運営(公募課題の選定、採択課題の決定、研究成果の評価等)を行います。

また、各領域の研究課題の進捗状況を把握し、研究遂行に関する助言を行うプログラムディレクター(以下「PD」といいます。)を研究代表者から選出します。併せて、各研究課題の報告を行うとともに、研究者間の連携や情報共有の場として、研究代表者会議を設置します。研究代表者会議では、有識者委員や厚生労働省関係者等の助言者から、研究者に対し直接助言を提供することとします。

研究代表機関及び研究代表者・研究分担者は、GB、PD及び研究代表者会議に協力する義務を負います。また、必要に応じてGBより、研究計画の変更、研究の実施体制の変更又は研究の中止等を求められることがあります。

(2) 研究代表機関の定義と役割

研究代表者が所属し、JSCPと委託研究契約を締結する研究機関を、研究代表機関といいます。研究課題の実施は、研究代表機関が行います。

(3) 研究代表者と研究分担者・協力者

研究代表者とは、公募により採択された委託研究課題を中心的に進め、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者を指します。学術研究に携わる研究者のほか、自殺対策の支援等に携わる民間の専門家などが含まれます。研究分担者とは、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、役割分担に応じた研究遂行責任を持つ研究者等を指します。また、研究代表者の研究計画の遂行に協力する者を、研究協力者といいます。

(4) 研究代表者会議

採択された委託研究について、研究者間の意見交換及び交流・連携とそれに基づく研究内容の充実向上を目的として、研究代表者会議を行います。研究代表者は、研究代表者会議に出席するとともに、同会議において、研究計画の発表、研究遂行方法の説明及び進捗状況等の報告を行います。

Ⅱ. 応募に関する諸条件等

1. 応募資格者

本事業の応募資格者は、原則として、博士の学位を有する者又はそれと同等の研究業績等を有する者（※）であって、かつ、以下（1）～（4）の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、応募に係る研究課題について、研究実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う能力を有する研究者（研究代表者）とします。なお、現在、JSCPの役職員である者及びJSCPの役職員を退任ないし退職後2年が経過していない者は、本プログラムに応募することはできません。

※＜博士号と同等の業績例＞

- ・査読付き学術論文(筆頭著者)4本以上の発表
- ・学術書・専門書の執筆(単著)
- ・科学研究費など外部研究資金獲得実績
- ・特許取得や技術開発の成果
- ・学会・専門委員会での指導的役割
- ・博士課程相当の研究指導経験
- ・長期にわたる研究実務経験
- ・顕著な研究成果の社会的評価
- ・その他

(1) 以下の(a)から(i)までに掲げる国内の研究機関等

- (a) 国の施設等機関²(研究代表者が教育職、研究職、医療職³、福祉職³、指定職³または任期付研究員である場合に限る。)
- (b) 地方公共団体の附属試験研究機関等
- (c) 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関等(大学共同利用機関法人も含む。)
- (d) 高等専門学校
- (e) 民間企業の研究部門、研究所等
- (f) 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人(以下「特例民法法人等」といいます。)
- (g) 調査研究が事業内容に含まれており、自殺対策の実務支援を行う民間団体及び非営利特定法人(以下「NPO法人等」といいます。)
- (h) 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条の規定に基づき設立された独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条の規定に基づき設立された地方独立行政法人
- (i) その他JSCPが適当と認めるもの

² 内閣府及び国家行政組織法第3条第2項に規定される行政機関に置かれる試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいいます。

³ 病院または研究を行う機関に所属する者に限ります。

- (2) 課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、(1)の機関の施設及び設備が使用できること。
- (3) 課題が採択された場合に、契約手続き、資金管理等の事務を適切に行うことができる機関であること。
- (4) 本事業終了後も、引き続き研究を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること。

2. 応募に当たっての留意事項

- (1) 本事業に応募する研究者（研究代表者）は、応募に際し、自分が所属する研究機関等へ事前に説明の上、承諾を得てください。なお、申請前に所属機関と相談の上、経理事務担当者を決めてください。
- (2) 採択された研究課題の実施に当たり、研究代表者が所属する機関（研究代表機関）と JSCP との間で委託研究契約を締結します。採択に当たって、GB が、研究計画の変更や研究の実施体制の変更を条件とする場合、研究代表機関と JSCP との間で委託研究契約にあたって、研究代表者と研究代表機関の双方に上述の条件に同意していただかないと、契約は締結できず、研究を実施することはできないことにご留意願います。
- (3) 応募できる課題数は、研究代表者 1 人につき 1 課題とします。
- (4) 交付される研究費は、1 課題あたり最大 400 万円（各年度毎、直接経費）を予定しています。この研究費は、厚生労働省からの交付金を基に、GB の助言を受けて、JSCP が研究代表機関との委託研究契約の締結後に直接研究代表機関に交付します。なお、間接経費は直接経費に対して一定比率（30%）で交付します。間接経費の詳細については、「V. 委託研究契約の締結等 3. 間接経費について」をご参照ください。
- (5) 研究期間は、年度（毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日まで）を基準とし、1 年度以上 3 年度以内とします。なお、複数年度の研究計画が採択された場合でも、毎年度、委託研究契約を締結します。
- (6) 現在 JSCP に在職する役職員を、「研究分担者」として研究組織に加えることはできません（「研究協力者」としての参画は妨げません）。また、応募課題の研究代表者又は分担者に、現在 JSCP に在籍する職員と本プログラム以外で共同研究等を行っている者が含まれる場合は、申請時にその事実を申告してください。申請時に把握できていなかった場合は、採択後、把握できた時点で速やかに事務局へ情報提供してください（当該情報に基づき、審査および研究管理における利益相反マネジメント上の指示を行う場合があります）。
- (7) 採択課題の決定が公表されるまでは、応募者やその関係者は、GB 委員に対して、それと知りつつ接触することはできません。また、手段を問わず、GB 委員や JSCP の役職員に対し採択に影響を与えるような働きかけをすることは禁止されています。このような行為を行ったことが判明した場合には、新規採択の審査対象からの排除、採択の取消、交付した研究費の返還請求等の措置を講ずる場合があります。

Ⅲ. 公募・審査の実施方法

1. 委託研究領域および課題例

令和8年度は以下の領域を設定し、公募を行います。

各領域に係る自殺の実態や設定の背景、および想定・期待される課題例等を記載していますので、内容をご確認の上、いずれかの領域を選択ください。

なお、令和7年度は「(旧)革新的自殺研究推進プログラムに関する規程」第8条第3項(現・自殺対策に関する革新的研究推進プログラムに関する規程第8条4項)に基づき、自殺対策に関わる若手研究者の育成を図るべく「若手研究枠」を設けておりました。しかしこれにより、若手研究者による応募が当該枠に集中してしまい、かえって採択のハードルが高まる等の事態が見られたことから、令和8年度は「若手研究枠」を設けないこととしました。

本プログラムでは、これまでも多くの若手研究者が様々な研究を進めており、今後も自殺対策に関わる若手研究者からの積極的な応募を歓迎します。

領域1: こども・若者に対する支援プログラムの構築・実践

日本では、自殺が10代から30代の各年代における死亡原因の第1位となっています(厚生労働省「令和6年人口動態統計月報年計(概数)の概況」)。令和7年の児童生徒における自殺者数(確定値)は538名で、これは統計のある1980(昭和55)年以降で最多です。このように、こどもや若者の自殺の状況は極めて深刻であり、こうした状況の改善に向けた対策の推進・強化が喫緊の課題となっています。

また、こどもや若者は自殺の原因・動機が不明とされる場合や、自殺に至る兆候等が見えにくい場合も少なくありません。そのため、こどもや若者のいのちを守る上では、意識せずとも健康な状態を保つとともに、そうした行動を促す生活環境や社会環境を整備すること(0次予防的取組)等が考えられます。なお、令和8年4月1日に施行された令和7年改正自殺対策基本法は、第17条第3項において、従来の規定に加えて「自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置のほか、精神保健に関する知識の向上」に係る教育又は啓発を行うよう努めることをあらたに規定しています。このように様々な機会を捉えて、こどもや若者の自殺に至る背景や要因、置かれた状況等を解明するとともに、それを踏まえて必要とされる支援を構築・実践していくこと等が求められます。

これらを踏まえ、領域1では以下のような課題を想定・期待しています。

(参考) 令和7年6月には、こどもの自殺対策を社会全体で取り組むことを明記した、改正自殺対策基本法が成立しました。改正法では、内閣総理大臣や文部科学大臣、厚生労働大臣が関係機関と緊密に連携して施策を推進するとされ、学校がこどもの心の健康を保つために健康診断や保健指導などを行うよう努めることや、地方公共団体が守秘義務を課したうえで学校や医療機関等と必要な情報を共有し、こどもへの対策や支援を行う協議会を設置できること等が盛り込まれています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001509759.pdf>

【課題例】

- ・ 地方公共団体におけるこども・若者への支援事業(例: こども・若者の自殺危機対応チーム事

業など)の効果測定と改良プログラムの構築・実践

- ・ 住むだけで子ども・若者の心身を健康な状態に導くまちづくりや、学校・住居等の生活環境の整備につながる0次予防的取組の構築・実践
- ・ SNSやスマホの利用が子ども・若者の自殺リスクに与える影響に関する研究
- ・ 児童生徒を対象にしたSOSの出し方に関する教育プログラムの構築・実践
- ・ 学校の健康診断や保健指導等の機会を活用した自殺リスク把握のためのプログラムの構築・実践
- ・ 相談しない・できない/相談への抵抗感を有する子どもや若者の行動変容を促すためのプログラムの構築・実践
- ・ 子どもや若者を適切な相談・支援窓口へとつなぐためのプログラムの構築・実践
- ・ 保護者も対象に含めて包括的支援の提供につなぐためのプログラムの構築・実践 など

領域2：自殺ハイリスク群に対する支援プログラムの構築・実践

令和7年の年間自殺者数は19,188人となり、初めて2万人を下回りました。しかし、未だに1日あたり50人前後の方が自殺で亡くなるなど深刻な状況が続いています。

自殺のハイリスク群としては、自傷や自殺未遂の経験がある人は、それらの経験がない人に比べて、のちに自殺で亡くなる可能性が高いことが知られています。令和7年の自殺者数（自殺日・住居地ベース）を見ても、2割程度の方に自殺未遂歴があることが確認されています。

そのため自傷や自殺未遂に至った方々が、そこまで追い込まれるに至った経緯を明らかにするとともに、そうした経緯を踏まえた上で適切な支援を構築・提供していくことを通じて、再度の自殺企図を防いでいくことが必要です。なお、こうした支援は医療機関等を退院し地域に戻った後も、継続的に提供される必要があるとの認識を踏まえ、令和8年4月1日に施行された令和7年改正自殺対策基本法の第20条に、再度の自殺企図を防ぐための自殺未遂者等への支援について「継続的な」という一語が加えられました。

こうした状況を踏まえ、領域2では以下のような課題を想定・期待しています。

【課題例】

- ・ 自殺ハイリスク層の解明ならびに適切な支援へとつなぐためのプログラムの構築・実践
- ・ 救急医療機関から地域の支援へと適切につなぐための支援プログラムの構築・実践
- ・ 医療従事者や自治体職員等支援者の支援スキル向上に向けたプログラムの開発と実践
- ・ 自傷・自殺未遂の手段別に見た対象者の特徴とそれを踏まえた支援プログラムの構築・実践
- ・ 自傷・自殺未遂等を繰り返す対象者を適切な支援につなぐための方策の構築と実践
- ・ 自殺企図者の再企図防止に向けた効果的かつ継続的な支援策の構築・実践
- ・ 妊産婦の自殺実態の解明とそれを踏まえた支援プログラムの構築・実践 など

領域3：デジタル関連技術（AI, IoT）やビッグデータを活用した自殺対策プログラムの構築・実践

昨今、AIをはじめとしたさまざまなデジタル関連技術が目覚ましい発展を遂げており、この活用の推進に向けた議論が国において進められています。自殺対策においても、これら技術の利用に係るリ

スクの管理を適切に行いつつ、医療関連のビッグデータはもとより、行政や民間が保有する業務データ、衛星画像等から得られるデータ、人流など人々の社会活動にかかわるデータなどを複合・駆使するなど、積極的に活用していくための方策を模索していくことで、対策の更なる推進につなげていくことが期待されます。

こうした社会状況を踏まえ、領域3では以下のような課題を想定・期待しています。

(参考) 行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン(令和7年5月27日デジタル庁公開)

<https://www.digital.go.jp/news/3579c42d-b11c-4756-b66e-3d3e35175623>

【課題例】

- ・ AI技術を用いた自殺に係る相談記録の分析とそれに基づく相談対応の改善
- ・ AI技術を用いた自殺報道の分析と自殺防止プログラムの構築・実践
- ・ メタバース等を活用した自殺防止相談事業の効果測定と改善プログラムの構築・実践
- ・ AI技術を活用した相談支援プログラムの構築・実践 など

特別枠：自殺者数の増減と各種制度・政策や地域特性との関係性に係る検証

2006年の「自殺対策基本法」制定、および2007年の「自殺総合対策大綱」策定以降、自殺対策として様々な取組が行われるとともに、自殺リスクと密接に関わる各種の社会課題に対応する制度や政策が展開されてきました。しかし、これらの制度や政策が、マクロ・ミクロの視点で実際の自殺者数の減少や社会全体における自殺リスクの低下に、どの程度、どのように寄与したのかについての科学的な検証は、未だ十分になされているとは言い難い状況です。また、全体として見れば自殺者数が減少する一方で、小中高校生の自殺者数は過去最多を更新するなど、属性間でも違いが見られます。

自殺対策基本法の制定から20年の節目を迎えるにあたり、これまでの政策効果等を検証し、次の取組へと繋げていけるよう、特別枠として以下のような課題の提案を想定・期待しています。

なお、検証にあたっては相関関係ではなく「因果効果」を明らかにすることを研究の射程とし、そのための識別戦略(identification strategy)や研究体制について、可能な限り具体的に記載してください。また対象とする政策や取組等には行政によるもののほか、必要性に応じて民間団体等によるものも含めることで、より包括的な形での検証を期待しています。

【課題例】

1) 属性(性別、年齢階級、職業等)別での自殺者数の減少に各種制度や施策が与えた影響の検証

自殺対策基本法や地域自殺対策強化交付金などの自殺対策に直接的に関わる制度のみならず、倒産法制や多重債務対策などの事業ないし経済的支援策、労働時間や就業環境に関わる労働関係ルール、生活困窮者自立支援事業、女性の就業支援、教育・子育て支援施策、医療や介護サービスなど、間接的・構造的に自殺者数の変動に影響を及ぼし得る制度や施策を属性の特徴に合わせて選択し、その影響につき統計学的観点から検証を行う。

2) 自殺実態の地域間比較を通じた社会経済的要因の解明

自殺者数の減少が見られなかった、あるいは自殺者数が増加した属性(性別や年齢階級、職業、

地域等)を明らかにするとともに、当該属性の自殺者数が全国平均と比較して、顕著に増加/減少した地域を選定し比較・検証することで、その地域的特徴の解明を試みる。人口規模や所得状況、医療や介護サービスの提供・利用状況、生活状況(生活保護受給率や生活困窮者自立支援事業の相談件数)など、各種社会経済状況の指標をもとに地域間の差異を分析することで、自殺者数の少ない地域の特徴を明らかにするとともに、地域づくりの視点から見た転用可能性等を検証する。

3) 個別事業による政策効果の検証

自治体による交付金を活用した各種事業(ゲートキーパー養成やSOSの出し方教育等の各種研修・講座等の実施、こども若者の自殺危機対応チーム事業、未遂者支援事業、SNS相談事業などの各種事業の実施のほか、多職種・多機関連携を可能とするための包括的支援体制の構築など)が、地域の自殺実態や取組推進にいかなる効果を及ぼしたのかを測定・検証する。

2. 応募書類の様式の入手及び提出

(1) 書式の入手方法

応募にあたって提出が必要となる各種書式(以下、「応募書類」とします。)は、JSCPのウェブサイト(<https://jscp.or.jp/>)から、「自殺対策に関する革新的研究推進プログラム」のページにアクセスし、ダウンロードしてください。記載についての詳細は「IV. 応募書類の作成と注意」をご参照ください。

(2) 応募書類の一覧

応募書類は、以下の2つがあります。

1) 01_令和8年度委託研究公募申請書・経費申請書_所属機関名_研究代表者氏名.xlsx

2) 02_再委託機関経費申請書_再委託機関名_研究代表者名.xlsx

このうち、「1) 01_令和8年度委託研究公募申請書・経費申請書_所属機関名_研究代表者氏名.xlsx」は、必ず提出してください。

また、「2) 02_再委託機関経費申請書_再委託機関名_研究代表者名.xlsx」については、採択後に、研究代表者とは異なる機関に所属する研究分担者に対して研究費の配分を行う場合(「研究の一部の再委託」⁴といいます)のみ提出してください。その場合、配分を予定している「研究分担機関」ごとにファイルを提出いただく必要があります。複数の研究分担者が同一の再委託機関に所属している場合は、当該機関分として経費内訳を1つのファイルにまとめてご提出ください。

⁴ 自殺対策に関する革新的研究推進プログラムでは、研究分担者に対して研究費を配分する方法として、希望がある場合については、「研究の一部の再委託」という方法で行うことができます。研究代表機関(研究代表者の所属する機関)と研究分担機関(研究分担者の所属する機関)との間で再委託契約を締結したうえで、配分することが認められています。「研究の一部の再委託」については、「V. 9. 研究分担機関への研究の一部の再委託(研究費の配分)及び業務委託」をご参照ください。

(3) 受付期間

令和8年4月1日(水)～令和8年5月7日(木) 17時00分 必着 (E-mail)

※すべての応募に係る提出書類について、必ず期限内に揃えてご提出ください。期限を過ぎた場合は一切受理できませんのでご注意ください。

(4) 提出方法

応募書類は Excel の形式で作成し、Excel の原本を E-mail に添付してご提出ください。

※持参による提出は受け付けませんのでご注意ください。また、提出期限内に提出が完了していない場合は応募を受理しません。応募書類の記載に際しては、必要な内容を誤りなく記載してください。なお、受付期間終了後は、提出いただいた書類の差し替え等には応じられません。

(5) 提出先

いのち支える自殺対策推進センター 自殺対策に関する革新的研究推進プログラム公募受付窓口

E-mail : kobo_irpsc#jscp.or.jp

※迷惑メール対策のための表記ですので、メールを送信される際には、「#」を「@」に変換して送信してください。

※メールの件名に、「自殺対策に関する革新的研究推進プログラム 委託研究公募申請書提出」と記載してください。

※上記アドレスにメールを送信すると自動応答メールが送信されます。自動応答メールを受信しない場合には、「Ⅷ. 照会先」までご連絡をお願いいたします。

(6) スケジュール等

本事業における採択までのスケジュールは、以下を予定しています。

書面審査	5月中旬～6月中旬(予定)
採択可否の通知	7月初旬(予定)
委託研究契約の締結	7月中(予定)
研究開始予定日	採択決定通知日
委託研究費執行開始日	契約締結日以降
研究終了予定日	研究期間1年のもの 令和9年3月31日 研究期間2年のもの 令和10年3月31日 研究期間3年のもの 令和11年3月31日

※採択課題候補となった課題の研究代表者に対しては、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正を求めることや、研究費合計額の変更を伴う採択条件を付することがあります。

※上記の予定は、計画時に研究開始時期を見据えた最適な研究計画を立ていただき、採択決定後速やかに研究が開始できるとすることで十分な研究期間を確保するために設定されたものです。研究費の支出が認められるためには、あくまで JSCP と研究代表機関との間の委託研究契約の締結が必要であることにご留意ください。

3. 審査の実施方法

(1) 実施方法

本事業における研究課題の採択にあたっては、研究の新規性や有用性、実現可能性等の観点から評価するとともに予算配分等についての意思決定を行うため、ガバニングボード (GB) が会議を開催します。GB は定められた評価項目に基づいて評価を行い、採択課題を決定します (審査項目と評価基準は「(2)課題の選定における評価項目と評価基準」を参照のこと)。

- 1) 審査は、非公開で行います。
- 2) GB は、提出された応募書類の内容について書類選考（書面審査）及び必要に応じて面接（ヒアリング）を行い、審議により評価を行います。審査の過程で、研究代表者に対して資料等の追加提出を求める場合があります。
- 3) 採択にあたっては、研究代表者に対して、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正を求めることや、委託研究費合計額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。なお、採択された場合、ここで修正された目標等がその後の中間評価や事後評価の際の評価指標の 1 つとなります。採択された研究課題の管理と評価については、「VI. 研究課題の管理と評価」をご参照ください。
- 4) 審査終了後、JSCP は応募者に対し、採択の可否について通知するとともに、採択された課題の研究代表者と研究代表者が所属する組織に採択された旨と評価の内容を通知します。なお、選考の途中経過、採択の可否の理由についての問い合わせには一切応じられません。
- 5) GB には、その職務に関して知り得た秘密について、その職を退いた後も含め漏洩や盗用等を禁じることを趣旨とする秘密保持義務が課せられています。また、研究課題評価の公正性及び透明性を確保するため、JSCP の規定に基づき、GB 委員の利益相反マネジメントを行い、審査にあたって、公正な評価を行うために利害関係者が加わらないようにしています。
- 6) 採択課題の研究課題名や研究代表者氏名等は、後日、自殺対策に関する革新的研究推進プログラムのウェブサイトへの掲載等により公開します。

(2) 課題の選定における評価項目と評価基準

課題の選定に当たっては、「自殺対策に関する革新的研究推進プログラムの研究課題評価に関する規則」、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日、内閣総理大臣決定）及び「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成 22 年 11 月 11 日制定、平成 29 年 3 月 24 日最終改正、厚生労働省大臣官房厚生科学課）を踏まえ、研究内容について、①新規性、②有用性、③実現可能性の 3 つの観点から、以下の評価項目と評価基準に基づき、審査を行います。

（評価項目と評価基準）

A 項目別評点：①②③の観点より構成

① 新規性 (Originality / Novelty)

■ 評価項目、内容及び評価基準

評価項目	内容	評価基準
①-1 未解決課題への挑戦	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでの自殺総合対策や自殺に係る諸研究において、十分に扱われてこなかったが重要な課題に取り組んでいるか 	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでの研究や実践では十分に扱われてこなかった重要な課題に取り組もうとしているか
①-2 社会的変化への対応力	<ul style="list-style-type: none"> ● 現代社会の状況変化や喫緊の課題等を適切に踏まえているか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自殺総合対策の現状や課題に照らしてみた時に、必要性の高い研究といえるか ● 社会状況等を踏まえた時宜に適った研究であるか

①-3_ 独創性・革新性	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来の研究の延長線上に留まらない、自殺総合対策の推進につながり得る独自の視点・方法を有するか 	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでの自殺研究の体系や方向の変革または転換につながり得る、独自の視点・方法を有する研究であるか ● 新しい仮説、理論的枠組み、実証的手法等が提示されているか
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 有用性(Usefulness / Relevance)

■ 評価項目、内容及び評価基準

評価項目	内容	評価基準
②-1_ 現場ニーズとの適合性	<ul style="list-style-type: none"> ● 当事者や支援現場の期待・要請を的確に捉えているか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自殺総合対策における直接的な支援の対象者(自殺未遂者・ハイリスク者・自死遺族等)のみならず、国民全体を含めた幅広いニーズや期待にも応え得るか ● 自治体や民間団体等のニーズや取り組みの改善等に資するものとなり得るか
②-2_ 社会的インパクト	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会・地域・当事者に波及する影響が期待されるか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本研究が、自殺総合対策の推進に資するデータ及び科学的根拠の収集に寄与し得るか ● 本研究を進めることで、学術や科学技術ならびに社会制度等の改善をもたらす等のプラスの効果が期待できるか(データの蓄積も含む)
②-3_ 政策・制度との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の政策、計画、制度の内容や方向性、目標等との整合性が取れているか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自殺総合対策大綱で示される取組の内容や方向性との整合性が取れているか

③ 実現可能性(Feasibility / Implementation)

■ 評価項目、内容及び評価基準

評価項目	内容	評価基準
③-1_ 計画の妥当性・明確性	<ul style="list-style-type: none"> ● 目標が明確に定められ、方法を含めた計画に無理がないか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究の目標が明確に定められており、その実現のための方策等からも無理のない計画となっているか ● 目標を実現する上で、計画に記されている調査研究の内容に不足点や不備等はないか

<p>③-2_ 研究遂行能力、実施体制等整備状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● エフォートを含めた研究代表者等の研究能力、適切な人員配置、調査対象者や研究の関係者・協力者等との連携体制、研究遂行上の役割分担が適切かつ明確にされているか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の点に鑑みて、計画に記された内容は概ね問題なく実行可能と思われるか <ol style="list-style-type: none"> ① 研究代表者等の遂行能力(研究業績・エフォート含む) ② 研究の実施体制(研究対象者へのアクセスや研究分担者・協力者等との連携体制含む) ③ 施設の設備 ④ 研究代表機関の管理体制
<p>③-3_ 経費の整合性・合理性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 支出計画や資源配分が適切で、重複や浪費がないか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究経費は計画の内容と照らして整合性がとれているか ● 研究経費の内容は、内訳、積算根拠について合理的かつ妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか(不合理な重複や集中等がないか) ● 研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか
<p>③-4_ 倫理・法令遵守対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究倫理、生命倫理、安全性、法令遵守体制が整っているか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究倫理、生命倫理、安全対策、その他必要な法令等を遵守した計画となっているか ● 特に、人に対する心理的・行動的介入(例:プログラムやカウンセリング等)を伴う研究である場合には、研究対象者に過度な負担やリスクを与えないよう設計されているか。介入研究としての自覚的な計画立案がなされており、その妥当性・安全性・遂行体制について自己評価を行っているか。

B 総合評点

	評価基準
B 総合評価	<ul style="list-style-type: none">● 本プログラムの趣旨、目標等に合致した、自殺総合対策の推進に資する革新的な研究か● 自殺総合対策の「現場」と「研究」と「政策」の連動性を高める研究であるか● 今後の政策への反映や政策形成過程での参照など、自殺総合対策の更なる推進に資することが期待できる研究であるか

4. 審査結果（採択等）について

(1) 採択予定本数について

令和8年度は、合計4課題程度を、委託研究課題として採択予定です。

(2) 審査結果について

申請者全員に審査結果の通知書をお送りします。採択決定された申請者には採択決定通知書とともに採択課題に係る評価の内容を、採択されなかった申請者には不採択通知書をそれぞれ送付します。

(3) ウェブサイトでの公開

採択された委託研究課題については、その情報（研究課題名、研究代表者氏名、研究代表者所属）をJSCPウェブサイト上に掲載します。

IV. 応募書類の作成と注意

1. 応募書類に含まれる情報の取扱い

提出いただく応募書類に含まれる情報は、研究課題採択のための審査のほか、委託研究に係る業務や研究支援のために利用します。また、今後の本プログラムの運営及び JSCP の活動の参考となる研究動向の分析のためにも利用することがあります。なお、個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、目的外の利用は厳に慎むこととし、応募書類に含まれる情報に関する秘密は厳守します。

2. 応募書類の様式及び作成上の注意

(1) 応募書類の一覧

応募書類は、以下の2つがあります。

- 1) 01_令和8年度委託研究公募申請書・経費申請書_所属機関名_研究代表者氏名.xlsx
- 2) 02_再委託機関経費申請書_再委託機関名_研究代表者名.xlsx

このうち、「1) 01_令和8年度委託研究公募申請書・経費申請書_所属機関名_研究代表者氏名.xlsx」は、必ず提出してください。

また、「2) 02_再委託機関経費申請書_再委託機関名_研究代表者名.xlsx」については、採択後に、研究代表者とは異なる機関に所属する研究分担者に対して研究費の配分を行う場合（「研究の一部の再委託」といいます）のみ提出してください。その場合、配分を予定している「研究分担機関」ごとにファイルを提出いただく必要があります。複数の研究分担者が同一の再委託機関に所属している場合は、当該機関分として経費内訳を1つのファイルにまとめてご提出ください。

「研究の一部の再委託」については、「V.9.研究分担機関への研究の一部の再委託（研究費の配分）及び業務委託」をご参照ください。

なお、応募書類に不備がある場合、受理できないことがあります。

応募書類の受付期間及び提出先については、「III. 公募・審査の実施方法」をご参照ください。

(2) 応募書類作成上の注意

1) 書類の作成にあたって

書類は原則として日本語で、簡潔かつ明瞭に記載してください。

また各様式には、作成に係る留意事項を記載していますので、こちらをよく読み、間違いのないよう書類の作成をお願いいたします。

提出いただいた書類は、審査のため事務局にてレイアウト等を調整した後、印刷を行います。

この作業の妨げとなるため、書面入力にあたっては下記の点にご留意ください。

①すべてのシートにおいて「行の高さ」は変更しないでください。

②行の追加が制限されているシートでは、「明示されている入力枠（セル・印刷範囲）」から文字がはみ出さないようにしてください。

2) 法令・倫理指針等の遵守

研究計画の策定にあたっては、法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守してください。

詳細は「V. 委託研究契約の締結等 4. 研究代表機関の責務等について」をご参照ください。

3) 研究課題の実施に関する研究機関への事前説明又は研究機関の事前承認

採択後に研究代表機関の長から当該研究の実施に係る承諾書を提出していただくことになるため、研究代表者が応募書類を提出するにあたっては、自らが所属する研究機関等へ事前に説明の上、研究代表機関の長の了承を得ておいてください。

4) 研究計画内容の調整

研究課題の採択にあたっては、予算の制約等の理由から、研究計画に修正を求めることがあります。また、採択された研究課題の実施にあたり、交付額・実施期間は、GB の中間評価、予算の制約等により変わる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3. 委託研究費の費目別内訳

「表 1 委託研究費の費目別内訳」を参照して、応募書類を作成してください。

なお、振込等に係る手数料は、対象となる内容が該当する費目に計上してください。ただし、再委託の振込等に係る手数料は、「雑役務費」に計上してください。

表1 委託研究費の費目別内訳

大項目	中項目	内 容
直接経費	1.物品費	<p>設備備品費</p> <p>研究の遂行に必要な物品であり、その性質上、原形のまま比較的長期の反覆使用に耐えられるものです。 研究機器（パソコン含む）、機械装置、及び工具器具等。 ※ 装置等の製造・改造（主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出）及びソフトウェア（機械・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの）を含みます。 ※取得価格が50万円以上の機械器具等については、賃借が可能な場合は原則として賃借によることとします。ただし、賃借が可能な場合、又は、購入した場合と研究期間内で賃借をした場合とを比較して、購入した場合の方が安価な場合等は、購入して差し支えありません。</p>
		<p>消耗品費</p> <p>研究の遂行に必要な物品であり、その性質上、使用するに従い消費され、その性質が長期使用に適しないものです。 各種事務用品、文房具、消耗機材、医薬品、試薬、動物及び飼料、書籍、新聞及び雑誌等（年間購読料を含む）、謝品（謝品用クオカード等）、コンピュータソフト（バージョンアップを含む）並びに設備備品に必要な消耗部品等</p> <p>※「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」（令和3年3月5日制定、令和5年5月24日最終改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究機関において本委託研究費を原資として取得した耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の物品については備品として、耐用年数1年以上かつ取得価格50万円以上の物品については資産として、それぞれ管理してください。また、耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の物品については消耗品として取り扱ってください。</p>
	2.人件費・謝金	<p>人件費</p> <p>当該委託研究の実施に必要な研究協力、実験補助、集計、資料整理又は経理事務等を行う者の雇用に要する給与、賃金、賞与、社会保険料、各種手当、通訳翻訳料（個人払い）等 ※本プログラムでは、PI人件費は認めておりません。</p>
		<p>謝 金</p> <p>研究の遂行に必要な知識、情報又は技術の提供等を行った者に対する謝礼に要する経費です。 ※研究代表者及び研究分担者には支給できません。 ※研究代表機関の謝金規程等により算定してください。研究代表機関の謝金規程等によらないで支出する場合の支給単価については、「謝金の標準支払基準」（平成21年7月1日制定、令和7年2月21日最終改正、各府省等申合せ）で使用している単価を参考に決定する等、明確な根拠に基づき、研究代表機関の責任において決定してください。</p>
	3.旅 費	<p>旅 費</p> <p>研究代表者・研究分担者・研究協力者に係る交通費・宿泊費等旅費、外部専門家等の招へい対象者に係る交通費・宿泊費等</p>
	4.その他	<p>業務委託費</p> <p>データ入力、アンケート調査等の業務を業者に委託するための経費、通訳翻訳料（業者委託）等</p> <p>印刷製本費</p> <p>印刷代、製本代、複写費等</p> <p>借料及び損料</p> <p>会場借料、機器類等のリース料、Wi-Fi機器借料、研究実施場所借上費（研究代表機関の施設において研究の遂行が困難な場合に限る。）等 ※ただし、水道光熱費等は除く。</p> <p>会議費</p> <p>会議開催時の弁当代、飲料水代等</p> <p>通信運搬費</p> <p>通信費（郵便料、電話料等）、運搬費等</p> <p>雑役務費</p> <p>学会参加費、諸手数料、不課税取引等に係る消費税相当額等その他研究事業の実施に必要な経費 ※ただし、学会年会費は除く。</p>
間接経費		<p>直接経費に対して一定比率（30%）で交付され、当該委託研究の実施に伴う研究代表機関の管理等に必要な経費として研究代表機関が使用する経費 ※研究代表者とは異なる機関に所属する研究分担者に研究の一部の再委託（研究費の配分）を行う場合、直接経費と併せて間接経費も交付する必要があります。</p>

V. 委託研究契約の締結等

1. 委託研究契約の締結

(1) 契約条件等

採択された研究課題は、JSCP と研究代表機関⁵との間において、単年度の委託研究契約を締結することになります。採択に当たって、GB が、研究計画の変更や研究の実施体制の変更を条件とする場合があります。研究代表機関と JSCP との間で委託研究契約を締結する場合には、研究代表者と研究代表機関の双方に上述の条件に同意していただかないと、契約は締結できず、研究を実施することはできません。また、複数年度の研究計画が採択された場合でも、毎年度委託研究契約を締結します。

契約締結後においても、やむを得ない事情が生じた場合には、研究計画の見直しまたは中止を求めることがあります。また、研究進捗状況等によっては、年度途中でも GB から研究の中止を求められることがあります。

(2) 契約に関する事務処理

「自殺対策に関する革新的研究推進プログラムに係る委託研究費等事務処理要領（以下「事務処理要領」といいます。）」に従い、必要な事務処理を行って頂きます。事務処理要領は、採択決定時期を目途に当年度のものを配布予定です。

2. 委託研究費の範囲及び額の確定等

(1) 委託研究費の範囲

本事業では表 1 に記載の通り費目構成を設定しています。

(2) 委託研究費の計上

研究に必要な経費を算出し、総額を計上してください。経費の計上及び精算は、原則として事務処理要領の定めによるものとします。

(3) 委託研究費の支払い

支払額は、複数年度にわたる計画であっても、当該年度のものとして扱います。

(4) 委託研究費の会計処理期間等

委託を受けた年度の 3 月 31 日までに使用してください。支出の処理は、事務局が提示する指定日までに行ってください。原則として、次年度に持ち越して使用することはできません。

(5) 委託研究費の額の確定等について

当該年度の委託研究期間終了後、委託研究契約に基づいて収支決算書や実績報告書等を提出していただきます。これらの報告書を受けて行う委託研究費の額の確定等において、研究に要する経費

⁵ 委託研究契約については、研究代表者が所属する研究機関と JSCP との間で締結します。ただし、国の施設等機関等に所属する研究代表者については、研究代表者が所属する施設等機関等と JSCP との間で委託研究契約を締結します。JSCP から研究分担者の所属する機関（研究分担機関）への交付は行いませんので、研究分担者へ資金配分を行う場合には研究代表機関の責任で行なってください。

の不正使用または当該委託研究業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部または全部の返還を求めることがあります。また、不正使用等を行った研究者は、その内容の程度により一定期間本プログラムの委託研究に関われないこととなります（詳細は「8. 不正行為等への対応について」をご参照ください）。

3. 間接経費について

間接経費は、直接経費に対して一定比率（30%）で交付され、当該委託研究の実施に伴う研究代表機関の管理等に必要な経費として研究代表機関が使用できるものです。なお、研究分担者に研究の一部の再委託を行う場合、直接経費と併せて間接経費も交付いただく必要があります。

(1) 間接経費の使途

- 1) 間接経費は、委託研究の研究活動を支援するとともに、研究環境を整備するための研究代表機関向けの資金です。各研究代表機関の長の責任の下で使用に関する方針等を作成し、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。
- 2) 間接経費は、次のようなものに使用することができます。

(例)

- ・ 人件費・謝金（研究代表者・研究分担者の人件費として使うことも認められています。）
- ・ 設備の共用のための技術職員の配置、共用施設の整備
- ・ 施設費（整備費、管理費など）
- ・ 設備費（購入費、運用経費など）
- ・ 図書館費（施設整備費、維持、管理のための経費）
- ・ 学術誌の購読費や論文投稿費（論文処理費）
- ・ 共用して使用するコピー・プリンタなどの消耗品費
- ・ 研究の広報活動費
- ・ 特許出願費用、弁理士費用、審査請求費用など
- ・ 競争的研究費に関する管理事務の必要経費

なお、間接経費の使途については、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日制定、令和5年5月31日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の「間接経費の主な使途の例示」も参考としてください。

- 3) 研究代表機関の長の責任の下で作成する間接経費の使用に関する方針や、間接経費の使用実績については、研究機関内で公表するなど、間接経費の使途について透明性を確保し、所属する研究代表者が把握できるような体制を構築してください。
- 4) 間接経費を研究代表者へ配分する場合には、直接経費で充当されるべきものに間接経費が充当されないように研究代表機関において、チェック体制を構築してください。

(2) 間接経費使用実績の報告

毎年度の間接経費全体の使用実績について「間接経費執行実績報告書」を事務局が指定する日までに提出してください。

4. 研究代表機関の責務等について

(1) 法令の遵守と国のガイドラインについて

研究代表機関は、本課題の実施にあたり、その原資が公的資金であることを十分に認識するとともに、関係する国の法令等を遵守し、研究を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、不正行為、不正使用または不正受給（以下これら 3 つをあわせて「不正行為等」といいます。）を防止する措置を講じることが求められます（表 2）。

特に、以下の 4 つのガイドライン（以下「国の不正行為等対応ガイドライン」といいます。）については、公的資金による研究の適切な実施にあたり遵守してください。

- ・「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和 3 年 4 月 27 日制定、統合イノベーション戦略推進会議決定）
- ・「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日制定、令和 3 年 12 月 17 日最終改正、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）
- ・「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 27 年 1 月 16 日制定、平成 29 年 2 月 23 日最終改正、厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日制定、令和 5 年 12 月 22 日最終改正、厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）

表2 不正行為等の定義、主な例、国のガイドライン

	研究活動における不正行為	研究費の不正使用・不正受給
定義	故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査成果のねつ造・改ざん・盗用 ねつ造・改ざん・盗用のいわゆる「特定不正行為」(FFP)の他にも、二重投稿や不適切なオーサーシップ等も不正行為に含まれる	【不正使用】 故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用 競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用 【不正受給】 別の研究者の名義での応募や、応募書類に虚偽の記載を行い、受給するなど
主な例	【ねつ造】 存在しないデータ、研究結果等を作成するもの 【改ざん】 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工するもの 【盗用】 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な指示なく流用するもの	【預け金】 業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、そのお金を業者に管理させるもの 【プール金（カラ出張、カラ謝金）】 出張申請や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、そのお金を研究室や個人等が管理するもの 【書類の書換え（差換え、品替え、品転）】 業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させるもの
国の不正行為等対応ガイドライン	「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日制定、統合イノベーション戦略推進会議決定) 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日制定、令和3年12月17日最終改正、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)	
	「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成27年1月16日制定、平成29年2月23日最終改正、厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年3月31日制定、令和5年12月22日最終改正、厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)

(2) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正行為等を未然に防止する取組みの一環として、研究に参画する研究代表者、研究分担者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けています。詳細は「5 (3) 研究倫理の遵守と研究倫理に関する教育プログラムの履修について」をご参照ください。

なお、該当者が履修義務を果たさない場合は、委託研究費の全部または一部の返還を研究代表機関に指示することがあります。その場合、研究代表機関は、指示に従って委託研究費の執行を停止し、指示があるまで再開しないでください。

(3) 利益相反の管理

研究の公正性、信頼性を確保するため、研究課題に関わる研究者等の利益相反状況を適切に管理

するとともに、その報告を行っていただきます。詳細は「6. 利益相反の管理について」をご参照ください。

なお、本事業における研究の実施において、研究代表者及び研究分担者等の利益相反が適切に管理されていないと JSCP が判断した場合、JSCP は研究代表機関に対し、改善の指導または JSCP から研究代表機関に対してすでに交付した委託研究費の一部または全部の返還請求を行うことがあります。

(4) 法令・倫理指針等の遵守

研究を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報等の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究等、法令・倫理指針等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究代表機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。遵守すべき関係法令・指針等に違反して研究を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合がありますので留意してください。

また、研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究または調査を含む場合は、人権及び利益の保護の取扱いについて適切な対応を行ってください。詳細は、「7. 法令・倫理指針等の遵守について」をご参照ください。

特にライフサイエンスに関する研究について各府省が定める法令等の主なものは、厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、最新の法令等をご確認いただきますようお願い致します。

【参考】

医学研究に関する指針一覧（厚生労働省ウェブサイト）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyoi/i-kenkyu/index.html>

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（本文）（令和3年3月23日制定、令和5年3月27日最終改正、文部科学省・厚生労働省・経済産業省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001077424.pdf>

(5) 委託研究費の執行に関する管理責任と体制整備に関する対応義務

委託研究費は、委託研究契約に基づき、その全額を委託研究費として研究代表機関に執行していただきます。研究代表機関は、「国の不正行為等対応ガイドライン」等で示されている「競争的研究費等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従い、研究代表機関の責任において委託研究費の管理を適正に行ってください。

また、研究代表機関に実施が要請されている事項（公的研究費の管理・監査に係る体制整備を含む）についても遵守し、実施されていること等に対して表明保証を行っていただきます。表明保証がない場合は委託研究契約を締結できません。また表明保証に反する事態が生じた場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合がありますので留意してください。

5. 本事業の研究活動に参画する研究代表者及び研究分担者の責務について

(1) 公正な研究活動と委託研究費の公正かつ適正な執行

本事業の研究活動に参画する研究代表者及び研究分担者は、委託研究費の原資が公的資金であることを十分に認識し、公正な研究活動と委託研究費の公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

委託研究費の使用に当たっては、その管理が委ねられている研究代表機関のルールに従って適正に

執行する必要があります。

研究にあたって不正行為等は絶対に許されないものであり、誤ってそのような行為に手を染めることがないように「国の不正行為等対応ガイドライン」を遵守してください。

(2) 不正が認定されたときの対応

本事業において不正行為等があった場合、「国の不正行為等対応ガイドライン」に基づき、研究代表機関及び研究者等に対し、委託研究契約の解除、交付した研究費の返還請求、本プログラムへの応募資格の制限等の措置を行います。詳細は「8. 不正行為等への対応について」をご参照ください。

(3) 研究倫理の遵守と研究倫理に関する教育プログラムの履修について

本事業の研究活動に参画する研究代表者及び研究分担者は、日本学術振興会『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』（<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>）に示されている、研究を進めるにあたって知っておかなければならないことや、倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用など、科学者としての心得を踏まえたうえで、委託研究に参画する必要があります。そのため、研究倫理に関する教育プログラムを履修してください。

1) 履修対象者について

履修対象者は、本事業の委託研究に参画するすべての研究代表者及び研究分担者です。

2) 履修プログラム・教材等について

履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。

- ・日本学術振興会研究倫理 e ラーニングコース[eL CoRE] <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>
- ・一般社団法人公正研究推進協会 APRIN e ラーニングプログラム <https://edu.aprin.or.jp/>
- ・各研究代表機関等が、上記と内容的に同等と判断したプログラム

3) 研究代表機関等の役割について

研究代表機関は、自己の機関に属する 1) の履修対象者に、2) の履修プログラム・教材による研究倫理教育を履修させるようにしてください。また、研究代表者は、研究分担者（研究代表者と同じ研究機関に所属する者を除く）に 2) のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させるようにしてください。

4) 履修状況の報告について

研究代表者は、本事業に参画する研究代表者及び研究分担者の研究倫理教育プログラムの履修状況について、JSCP へ報告してください。事務局が指定する日までに、受講の修了を証明する書類（倫理教育受講後に発行された修了証など）をご提出いただきます。

6. 利益相反の管理について

(1) 対象事業・課題について

令和 8 年度以降に開始するすべての研究課題が対象です。

(2) 対象者

本事業の研究活動に参画するすべての研究者（研究代表者、研究分担者）が対象です。

(3) 利益相反審査の申出と管理について

対象者は、所属機関の利益相反委員会等に対して、研究課題における利益相反について申し出て、

適切な管理を受けてください。特に、研究代表者又は研究分担者に、現在 JSCP に在籍する職員と本プログラム以外で共同研究等を行っている者が含まれる場合は、研究代表機関にその事実を申告したうえで、適切な管理を受けてください。申請時に把握できず、その後に把握した場合は、把握した後速やかに、当該事実を JSCP と研究代表機関に報告し、研究代表機関において適切な管理を受けるとともに、JSCP に管理の状況について報告して下さい。

(4) 利益相反状況とその管理に関する報告について

研究代表者は、研究分担者を含めた本事業に参画する研究者の利益相反状況とその管理内容について、JSCP へ報告してください。事務局が指定する日までに、利益相反審査結果通知書等をご提出いただきます。

7. 法令・倫理指針等の遵守について

(1) 倫理委員会の承認について

研究実施に際し、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究等、法令・倫理指針等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究代表機関内外の倫理委員会の承認を得る等の手続きを行ってください。

(2) 倫理審査に関する報告について

研究代表者は、本事業に参画する上で遵守すべき関係法令・指針等に関する研究代表機関における倫理審査の状況について、JSCP へ報告してください。事務局が指定する日までに、倫理委員会審査結果通知書等をご提出いただきます。

8. 不正行為等への対応について

(1) 本事業に係る不正行為等の報告及び調査への協力

本事業の研究活動について、研究代表機関に対して不正行為等（詳細は「V.4. (1) 法令の遵守と国のガイドラインについて」）に係る告発があった場合は、「国の不正行為等対応ガイドライン」等に則り、適切な対応をしてください。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘、研究者コミュニティ又はインターネット上の各種サイトへの投稿等も告発があった場合に準じた取扱いを行ってください。

当該不正行為等について予備調査を開始したとき及び本調査を開始したときには、速やかに JSCP に報告してください。この場合、JSCP は必要に応じ、調査結果が出るまでの一時的措置として、研究者代表者及び当該研究代表機関に対し、委託研究費の執行停止を命じることがあります。

なお、JSCP の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を JSCP へ提出する必要があるため、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、採択又は交付決定の保留、研究費の交付停止等の措置を取ることがあります。

その他、不正行為等に関する対応について、委託研究契約で、「国の不正行為等対応ガイドライン」とは別の定めをしている場合には、契約の内容に沿った対応をお願いします。

(2) 不正行為等が認められた場合について

本事業において不正行為等があった場合、「国の不正行為等対応ガイドライン」に基づき、研究代表機関、研究代表者及び研究分担者に対して以下のような措置を行います。

1) 委託研究契約の解除等

JSCP は、本事業において不正行為等が認められた場合は、研究代表機関に対し、委託研究契約を解除し、委託研究費の一部または全部の返還を求めることができます。また、次年度以降の委託研究契約を締結しないことがあります。

2) 応募及び参加の制限

本事業において不正行為等を行った研究者等及びそれに関与または責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて表3及び表4のとおり、本事業への応募及び参加の制限を行います。なお、いわゆる「特定不正行為」に該当しない不正行為を行った場合、表3のとおりではないものの本事業への応募及び参加の制限がなされる場合があります。

また、本事業において、不正行為等が認定され、応募及び参加制限が講じられた場合、関係府省及び関係府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等の担当に情報提供することにより、関係府省の研究費制度において、同様に応募及び参加が制限される場合があります。

3) 他の研究費制度で応募及び参加の制限が行われた研究者に対する制限

本事業以外の国または独立行政法人等が所掌する原資の全部または一部が国費である研究費制度において、不正行為等が認められ応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への応募及び参加資格を制限します。事業採択後に、当該研究者の本事業への応募または参加が明らかとなった場合は、採択を取り消すこと等があります。また委託研究契約締結後に、当該研究者の本事業への参加が明らかとなった場合は、当該契約を解除すること等があります。

4) 他の研究費制度で不正行為等を行った疑いがある場合について

本事業に参画している研究者等が、他の研究費制度で不正行為等を行った疑いがあるとして告発等があった場合、代表機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、JSCP に報告する義務があります。当該報告を受けて、JSCP は、必要と認める場合には委託研究費の執行の一時停止等を指示することがありますのでご注意ください。また、当該研究者の所属機関が上記の報告義務を怠った場合には、委託研究契約の解除等を行う場合があります。

5) 不正事案の公表

本事業において、上記の措置・制限を実施するときは、「国の不正行為等対応ガイドライン」に従い、当該措置の内容等を公表します。

表3 不正行為の場合（いわゆる「特定不正行為」に該当する場合）

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの 3～5年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの 2～3年
		3 1及び2を除く不正行為に関与した者	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

参考：「競争的研究費の適正な執行に関する指針」

（平成17年9月9日制定、令和3年12月17日最終改正、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

表4 不正使用・不正受給の場合

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間	
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者*1	1 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	2 1以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者*2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

参考：「競争的研究費の適正な執行に関する指針」

（平成17年9月9日制定、令和3年12月17日最終改正、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

※ 以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・*1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・*2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

9. 研究分担機関への研究の一部の再委託（研究費の配分）及び業務委託

(1) 研究分担機関への研究の一部の再委託

1) 研究分担者への研究費の配分

本プログラムでは、希望する場合は委託研究の一部を研究分担者が所属する機関（以下「研究分担機関」といいます。）に再委託することにより、研究費の一定額を研究分担者に配分することが可能です。この時、直接経費と併せて間接経費も研究分担機関に対し交付いただく必要があります。なお、研究に参加する研究分担者に対して、必ずしも研究費を配分する必要はありません。また研究体制の中に、配分のある研究分担者と配分のない研究分担者が混在していても問題ありません。

2) 研究の一部の再委託の要件

研究の一部の再委託を行うためには、JSCP に提出した応募書類（「委託研究公募申請書・経費申請書」等）に、研究分担者が所属する研究分担機関への再委託についての記載があり、かつ該当する研究分担者に関する「再委託機関経費申請書」を提出いただくことが必要です。

採択後、応募書類に記載のない場合でも、必要な書類の変更手続きを行うことにより、JSCP の承認を得た場合は、研究の一部の再委託が可能です。

3) 再委託研究契約書について

研究の一部の再委託を行う場合は、研究代表機関と研究分担機関との間で、「再委託研究契約書」を締結してください。この場合、研究代表機関は研究全体の責任を負うことに加えて、再委託にとりもなう再委託先の行為のすべての責任も負うことになります。

再委託にあたっては特に、研究分担者の人件費を直接経費から支出できないこと、研究費の適切な執行をすべきこと、及び再委託をした研究の一部分をさらに再委託することはできないことを再委託先に厳守させてください。

「再委託研究契約書」は、任意の書式によるものでも、JSCP の「再委託研究契約書ひな型」によるものでもかまいません。各機関の判断でお願いいたします。

4) 再委託先に負わせる義務

再委託にあたって、研究代表機関は、再委託先に対し、「委託研究契約書」に基づき研究代表機関が JSCP に負うのと同内容及び同程度の義務を負わせるようにしてください。

5) 再委託先からの研究成果と報告

再委託先からの研究成果の報告として、必ずしも「研究成果報告書」という形をとる必要はありません。しかしながら、何らかの研究成果の報告は受ける必要があります。

(2) 業務委託

検査、解析・分析等の業務について業務委託を行う際は、応募書類（「委託研究公募申請書・経費申請書」等）にその旨記載してください。応募書類に無い業務委託を行う場合、応募書類の記載と異なる内容で業務委託する場合は、応募書類を変更し、JSCP の承認を得ていただくことになります。

(3) 留意事項

申請課題において、各種の測定機器やそれに関連したシステム、各種のアプリケーション等の開発を、外部の業者に委託する場合、以下の点に留意ください。

1) 研究者が開発に適切に関与するとともに、開発業者を研究分担者に加えるなど、研究の全部ないし重要な部分を開発業者に委託する事態（いわゆる「研究の丸投げ」）が発生しないよう配慮すること

- 2) 開発に係る費用や期間（納期）等を適切に管理すること
- 3) 成果物の権利関係（所有関係）や開発により一定の収益が得られる場合の対応等を適切に定めておくこと

不明点がある場合には、自殺対策に関する革新的研究推進プログラム事務局までご相談ください。

10. 採択後契約締結までの留意点

(1) 採択の取消し等について

委託研究課題採択後、以下の場合においては、採択の取消し等を行うことがあります。

- 1) JSCP が指示する提出物の提出期限を守らない場合
- 2) 委託研究に参加する研究代表者、研究分担者につき、一定期間応募・参加の制限がなされた場合
- 3) 委託研究課題についての不正行為等に関する本調査が開始された場合

(2) 研究代表者等が、不正行為認定を受けた者ではないことの表明保証及び不正行為等の調査対象者の場合について

委託研究契約の締結にあたって、JSCP は研究代表機関に対し、次の 1) から 3) について表明保証を求めますのでご留意ください。

- 1) 研究代表機関において、研究代表者及び研究分担者が、国の不正行為等対応ガイドラインに基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者（ただし、研究機関等による認定に基づき、国または独立行政法人等により、競争的研究費等への申請・参加制限を課さないものとされた者及び国または独立行政法人等により課された競争的研究費等への申請・参加制限の期間が終了した者は除く。）ではないこと
- 2) 研究代表機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに基づく本調査（以下「本調査」といいます。）の対象となっている者が、研究計画書における研究代表者及び研究分担者に含まれている場合は、当該対象者について、委託研究契約締結日前までに JSCP に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき JSCP の了解を得ていること
- 3) 研究代表機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること

(3) 研究計画書及び報告書の提出について

採択課題は、研究計画書及び報告書の一部について英語での提出を依頼することがあるので、あらかじめご留意ください。

(4) 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除について

1) 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（研究費等が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国または独立行政法人の複数の競争的研究費が不必要に重ねて配分される状態であって以下のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択決定の取消し、または経費の削減（以下「採択決定の取消し等」といいます。）を行うことがあります。

- ① 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ② 既に採択され、配分済の競争的研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ③ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ④ その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費制度等への応募を制限するものではありません。

ませんが、他の競争的研究費制度等に採択されている場合及び現在申請中の場合には、速やかに JSCP に報告（申請）してください。報告に漏れがあった場合、本事業において、採択決定の取消し等を行うことがあります。

2) 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者または研究グループ（以下本項ではこれらを「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択決定の取消し等を行うことがあります。

- ① 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ② 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ③ その他これに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに JSCP 事務局へ報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択決定の取消し等を行うことがあります。

3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（または採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度等の担当に情報を提供する場合があります。また、他の競争的研究費制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4) 他府省を含む他の競争的研究費等の応募受入状況

研究計画書類に、他の競争的研究費等の受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、予算額等）を記載していただきます。記載内容について、事実と異なる記載をした場合は、本事業において、採択決定の取り消し等を行うことがあります。

VI. 研究課題の管理と評価

1. 研究課題の管理

研究課題の進捗状況は、研究代表者会議における報告や質疑応答のほか、提出いただく各種報告書等の内容ならびに、個別課題ごとのヒアリング等を通じて行います。

なお、研究代表者会議では、有識者委員ならびに助言者より、GB の評価を踏まえつつ、研究の推進に向けた各種助言が提供されます。研究代表者は、GB から提供された評価の内容および、有識者委員や助言者からの意見や助言等を踏まえつつ、研究計画や方法等の見直しを行ってください。なお、GB は研究代表者から提出された研究継続に係る書類をもとに、研究代表者会議での研究報告ならびに質疑応答等の内容も参考にしながら、中間評価を実施します。GB は、各種資料や情報等を勘案し、研究代表者に対して研究計画の変更、研究の実施体制の変更又は研究の中止（早期終了）等を求めることがあります。

2. 研究課題の評価

研究課題の評価については、「自殺対策に関する革新的研究推進プログラムの研究課題評価に関する規則」に沿って実施します。課題評価は GB が行います。原則として、研究代表者から提出された応募書類に基づく事前評価（JSCP で採択・支援する研究課題の選定）、研究代表者から提出された研究成果報告書や最終報告書及び成果報告会（自殺対策推進レール）に基づく事後評価（今後の展開及び研究成果の充実に向けた指導・助言等）を実施します。

研究期間が2・3年間である研究については、各年度終了時に中間評価（適切な予算配分や計画の見直し、中断・中止を含めた計画変更の要否の確認等）を行います。研究期間が1年度の研究については、原則として、中間評価は実施しません。ただし、特に必要と判断された場合は中間評価の対象となりますのでご注意ください。

また、必要に応じて追跡評価（研究成果の発展状況等を把握し、今後の事業立案の検討、評価方法の改善等）を行うことがあります。

3. 報告書について

研究課題について、研究代表者より以下の報告書類を提出していただきます。

(1) 業務完了届

毎年度研究課題が完了したことを、簡潔（A4で1枚）にご報告いただくものです。

(2) 収支簿および収支決算総括表

毎年度収支実績についてご報告いただくものです。

(3) 間接経費執行実績報告書

毎年度間接経費の使用実績についてご報告いただくものです。

(4) 実績報告書

毎年度委託研究契約期間における委託研究費の使用結果等について提出していただくものです。利益相反、倫理審査、研究倫理教育受講状況、収支実績（収支決算書、収支簿）、外国旅行記録等につ

いてご報告ください。利益相反、倫理審査、研究倫理教育受講状況（分担者含む）に関しては、結果通知書等のコピーを合わせて提出していただきます。

(5) 研究成果報告書

毎年度研究成果について詳細にご報告いただくもので、本事業の趣旨である自殺総合対策の推進及び社会還元に資する内容を含めて記述していただきます。事務局が提示する指定日に提出していただき、自殺対策に関する革新的研究推進プログラムのウェブサイトや冊子等を通じて広く発信する予定です。

(6) 委託研究最終報告書

複数年度にわたる研究課題は、研究の最終年度終了後に、複数年度の研究成果全般についての最終報告書として、(5)「研究成果報告書」とは別に、必要に応じて補論・付録等で補った「委託研究最終報告書」を提出していただきます。本プログラムのウェブサイト等に掲載予定です。

(7) その他

上記報告書のほか、中間報告書および中間報告発表資料、成果報告発表資料等の提出を求めることがありますので、ご対応ください。なお、それらも評価対象となる場合があります。

4. 研究成果報告会（自殺対策推進レアール）等での発表

成果報告の一環として、JSCP が主催する研究成果報告会（自殺対策推進レアール）にて、研究代表者に発表していただきますので、ご対応をお願い致します。

5. 研究成果発表における謝辞の記載と研究成果発表報告等

委託終了前後を問わず、本事業により得た研究成果を発表する場合は Acknowledgement（謝辞）又は所定の箇所に、自殺対策に関する革新的研究推進プログラムの委託を受けて行った研究の成果であることを必ず明記し、その刊行物又はその別刷一部を添えて事務局にご連絡ください。実際の記載方法については、「自殺対策に関する革新的研究推進プログラムの研究課題に係る委託研究費等事務処理要領」に従ってください。

6. 留意事項等

研究課題採択後において、JSCP が指示する委託研究費の研究計画書や報告書等の提出期限を守らない場合や、他の事業で一定期間委託研究費を交付しないこととされた場合等*は、採択の取り消し等を行うことがあります。また、委託研究契約締結後においても、委託研究費の返還等を求めることがありますので十分にご留意ください。

※一定期間委託を締結しないこととされた当該研究者が、研究分担者または研究協力者として参加している場合は、研究体制の変更を求めることがあります。

VII. 取得物品の取扱い

1. 所有権

大学等^{※1}が直接経費により取得した物品等（以下「取得物品」といいます。）の所有権は、大学等に帰属します。

企業等^{※2}の取得物品の所有権は、取得価格が20万円以上（消費税含む）かつ耐用年数が1年以上のものについてはJSCPに帰属するものとしますが、当該取得物品は委託研究期間終了までの間、委託研究のために無償で使用することができます。当該取得物品については、受託者が善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。

※1「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称したものをいいます。

ア 国立大学法人、公立大学、私立大学、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立高等専門学校、私立大学及び私立高等専門学校を設置する学校法人

イ 国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関

ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、JSCPが認めるもの

エ 一般社団法人や特定非営利活動法人など非営利の団体であって、その目的に研究活動が含まれているもののうち、JSCPが認めるもの

※2「企業等」とは、「大学等」以外の組織ないし機関を総称したものをいいます。

2. 研究終了後の取得物品の取扱い

委託研究期間終了後、所有権がJSCPに帰属する取得物品のうち有形固定資産については、企業等に対しては、引き続き当該研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として一定の貸借期間（有償）を経て耐用年数経過後に有償で譲渡することとします。ただし、いずれも、JSCPが当該取得物品を使用、または処分する場合はこの限りではありません。

消耗品扱いとなる取得物品については、特に貸借契約等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください（転売して利益を得ること等は認められません）。

上記扱いを原則としますが、変更が生じる場合があります。研究終了時の賃貸借契約、売買契約、譲渡手続き等の際に改めてご案内いたします。

VIII. 照会先

本件に関するお問い合わせは、自殺対策に関する革新的研究推進プログラム事務局へお願い致します。

《問合せ先》

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター 自殺対策に関する革新的研究推進プログラム事務局

E-mail : irpsc#jscp.or.jp

※迷惑メール対策のための表記ですので、メールを送信される際には、「#」を「@」に変換して送信してください。

《応募書類送付先》

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター 自殺対策に関する革新的研究推進プログラム公募受付窓口

E-mail : kobo_irpsc#jscp.or.jp

※迷惑メール対策のための表記ですので、メールを送信される際には、「#」を「@」に変換して送信してください。